

フランスの公立学校における「スカーフ事件」について

伊東俊彦

2004年3月15日、フランスにおいて、公立学校で生徒が「誇示的な ostentatoire」宗教的な標章を着用することを禁止する法が公布された。この法は、表向きは生徒が身に付けている宗教的な標章一般を禁止するものだが、事実上ムスリムの女子生徒が着用するスカーフを標的にしていることが明らかであるため、「スカーフ法」などと呼ばれている。この法の成立によって、1989年、オワーズ県クレイユの中学校で、スカーフを着用したムスリムの女子生徒が退学処分になった事件に端を発したいわゆる「スカーフ事件」が一応の法的な決着をみることになったのである。

この「スカーフ事件」の背景には、フランスがマグレブ系などの様々な文化的宗教的な背景を持った移民を多く抱えながらも、彼らのフランス社会への統合に多くの問題を抱えているという現状がある。異なる文化的宗教的背景を抱えた人々を前にして、彼らの権利要求に私たちはどのように応えなければならないのだろうか。この問題は、多くの定住外国人を抱えながらも、その事実しにしかるべき認知がなされず、そのことをめぐって自覚的な政策的努力が行われていない日本においても、今後問題になってきうることは想像できる。

そこで本稿は、この「スカーフ事件」をケースとして取り上げ、そこで問われた問題を整理し、この問題に関わる諸論点について分析することを試みる。

1. 事件の経過

いわゆる「スカーフ事件」は、1989年9月パリ郊外のクレイユ市の中学校で起きた事件に端を発している。フランスで生まれたモロッコ系のムスリムの女生徒レイラとファティマ、そしてチュニジア系のサミラの三人の生徒が、教室でスカーフを外すことを拒否したという理由で退学処分になった事件である。

このような公立学校におけるムスリムの女子生徒のスカーフの着用は、80年代には広く見られており、しかも、概してそれは特に問題を引き起こすようなものではなかった。また、問題となるようなケースにおいても、教師と生徒、保護者との対話によってケースバイケースで対処しようとするような地味な問題だと考えられていた。しかしながら、スカーフ問題が、事件の性質に比して過度に大きな論争

を巻き起こしていったのは、この事件を契機に行われた論争が、この事件を、フランスの共和制の基本的な理念に触れるものとして論じたためである。

中でも最も有名になったのは、エリザベト・バダンテール、レジス・ドゥブレ、アラン・フィンケルクロートらが『ヌーベル・オブセルヴァトゥール』誌で行ったアピールである¹。「教師たちよ、降伏するな！」と題されたアピールは、「共和国の学校のミュンヘン」というナチスを引き合いに出す表現を用いて、この問題が「共和国」にとっての大きな脅威であることを力説している。この記事は「スカーフ事件」についてなされた様々な言説の論点を端的に示している点で重要であるので、以下その論点を3点に亘って紹介しよう。

()「ライシテ(非宗教性) laïcité」の原理²

記事は、学校においてムスリムの女子生徒がスカーフを着用することを、学校のライシテ(非宗教性) laïcité の原理に反するものとして批判する。では、そのライシテとは何だろうか。

フランス共和国の中心的理念の一つであるライシテの原理は、良心の自由を謳った「いかなる者も、その人が抱いている見解、殊に宗教的な見解によって脅かされることがあってはならない」というフランス人権宣言第十条の条文に根拠を持つとされるが、それが明確な形をとるのは、第三共和制下の1880年代、国家に対するカトリックの影響力の排除を目指した共和派による初等教育改革などを通じてである。背景には、カトリックが、フランス革命によって打撃を受けながらも、依然として強い影響力を誇っていた事実がある。そこで、宗教を私的領域に閉じ込め、逆に国家を聖職による cléricale ものではないライック(非宗教的) laïque なものとして規定する言説が展開された。ここには、プロテスタントやユダヤ教といった当時の宗教的マイノリティに対する寛容という消極的な対処以上に、宗教に関わらないライックな価値を創出することが賭けられている。

そこで、人権宣言で規定されたような良心の自由は、「政教分離」「(教育や婚姻に代表されるような)市民生活に関する法制度の宗教からの独立」「国家の宗教的中立性」などを意味するとされるライシテの原理に基づいて保障されることになったのである。この原理は、1905年の「教会と国家の分離に関する法」によって法的な根拠が与えられ、以後公立学校はライックなものとしてされていくことになる。そしてその後第五共和制に至ってライシテの原理が憲法に記載され、共和国の基本的理念として尊重されることになる。記事は、このライシテの原理に基づき、学校におけるスカーフの着用に反対するのである。記事の議論を見てみよう。「カトリックの子ども、ムスリムの子ども、ユダヤ教の子どもを同じ場所に集め

るといふそのことが、ライクな学校を形作るのではない。学校は、権威が、すべての者にとって近づきうるものである理性や経験に基づいている空間をつくるよう努力するのである。この点で、学校は、故意に、そしてアプリアリに生徒の帰属を示す識別的な標章のいかなるものも認めない。」

これを見ると、記事が、宗教的に中立であるライクな学校を、「理性や経験に基づく空間」として解釈していることが分かる。ライクな学校とは、生徒に宗教的な負荷が掛かった教育を行わないという以上に、生徒が理性や経験に基づき何らかの宗教的信念の強制から逃れうるということが可能であるように涵養する場所なのである。生徒は、自らの宗教的帰属を離れ、それぞれの帰属を超えて自律した個人として、中立の場としての学校に入ってこなければならない。「私たちの社会において、学校は、普遍的なものに割り当てられた唯一の機関なのである。」従って、このような中立の場である学校においては、生徒がイスラムへの帰属を指し示すスカーフという、自らの宗教的所属を誇示するようなものを着用することは認められない、とされるのである。

() イスラムにおける女性の従属

同時に、ムスリムの女子生徒が着用するスカーフは、それがイスラム教において女性が従属的な地位に置かれていることを象徴するものであるがゆえに、そのものとして非難の対象となる。「女性の従属の象徴であるイスラムのスカーフを実際に許可するならばそれは、父や兄に白紙委任状を与えること、つまりは、最も厳しい家父長制に白紙委任状を与えることになる」のである。

この点については、記事と同じく、スカーフの着用に反対する立場から論陣をはったフランソワ・ピヨンの議論が参考になろう³。ピヨンによれば、ムスリムの女子生徒のスカーフ着用は、フランスだけに現れた問題ではなく、マグリブ諸国やトルコなどのイスラム諸国において見られる、イスラムの命ずるところに文字通り従うことが要求されるという社会的趨勢に背景をもつものだと言う。そして、この文脈で、スカーフを着用しなくなるといった若い女性の「西洋化」は、「若い女性を誘惑しながら辱めるよそ者によってもたらされる有害な汚染」として、攻撃の対象となる。スカーフは、女性を誘惑し墮落させるような近代化、西洋化といった攻撃に対する防御として考えられることになる。そして、このようにしてイスラムの家庭において父や兄から女性にスカーフの着用が強制されることによって目指されているのは、女性を公共空間から排除し、家庭の中に押し込めることだとされる。

従って、ムスリムの女子生徒がスカーフを着用することにおいて問題になって

いるのは、良心の自由の名の下守られなければならない個々の生徒の個人的な信念や、あるいは文化の自由といったものではなく、女性に従属的な地位を強制するコミュニティの主張の当否なのである。

ムスリムの女子生徒がスカーフを着用するのを認めるのを、「最も厳しい家長制への白紙委任状」として批判する『ヌーベル・オプセルヴァトゥール』の記事は、スカーフの持つ意味に関して、このパイヨンの議論と重なっている。

さらに、記事は、学校が、ライクであることによって、家庭の中で従属的な地位におかれているムスリムの女子生徒にとって、そのような抑圧から逃れる場として機能すると論じることによって、学校においてスカーフ着用を認めないさらなる正当化を行っている。「イスラムのスカーフを許容するのは……若い女子生徒に、自由の空間を提供する代わりに、学校と父親のいる家との間に違いはないということを示すことになる」が、そのような「父親の権威主義に反対する最も確かな味方となるものは、ライクな学校なのである」。

()「コミュニタリアスム *communautarisme*」への警戒

しかし、ムスリムの女子生徒が自らの信仰を表現することを禁止することは、たとえそれが閉鎖的なコミュニティの要求として主張されようとも、個々人が持っている文化的伝統を軽視することにはならないかが問題として現れてくるだろう。ここ数十年ヨーロッパでは、国民国家の中に組み込まれていたマイノリティ地域の独自の文化の尊重の要求や、増大する移民のシティズンシップの要求が「差異への権利 *droit à la différence*」についての意識を高めてきた。ライシテの名のもとにムスリムの女子生徒の宗教的帰属の表明を禁止することは、この「差異への権利」への抑圧とも受け取られよう。だが記事はこれについて次のように述べる。

「差異への権利は、自らの「差異」とは別のものでのいる権利を伴ってのみ自由なのである。その反対の場合は、差異への権利は、ひとつの罷、つまりは隷属なのである」例え、ムスリムの女子生徒がスカーフを着用し、他の生徒とは異なる信仰を保持していることを表明することができることを要求することは、その女子生徒が、スカーフを着用しなかったり、イスラムの信仰を続けなかったりすることが可能である限りにおいてのみ、自由として認められるということである。しかし、ムスリムの女子生徒はそのような自由が与えられないコミュニティの中に囚われてしまっているのである。この点で、スカーフを容認しないことは、ムスリムがフランス社会の中で形成しているとされる閉鎖的なコミュニティのあり方に対する批判と結びついていることが分かる。

このような主張の背景には、「コミュニタリアスム *communautarisme*」⁴あるい

は「ゲッター化 ghettoisation」と言われるものへの警戒感が横たわっている。こう
いった警戒感をよく示しているザイール・ケダドゥーシュによる発言を引いてお
こう。「フランスでゲッター化が始まっている。中学や高校には、ブール Beur や
黒人しかいない学校がある。パリの 17 区、18 区、19 区、20 区の中学に行くと、
そうだね。郊外では、80%の子供が移民出身のフランス人という中学がある。学
校のゲッター化が見られる。だからフランス人は子供を私立に入れる。フランス
で私立が成功しているのは、公立校の同化の失敗だ。ブールでさえ、子供たちを
私立に入れる。『人間のクズ』どもと一緒にしないためにね。」⁵

記事は、「コミュニタリズム」「ゲッター化」という言葉によって指し示される
閉鎖的なコミュニティが、フランスの公教育そのものを破壊してしまうものでも
あると考え、その現われの一つとしてのムスリムの女子生徒のスカーフ着用を批
判するのである。「すべての者にとっての自由が最も強い法的表現をまというるの
は、様々なゲッターのモザイク状態においてではない」。従って、このような「ゲ
ッター化」の現われの一つとしてのムスリムの女子生徒のスカーフ着用は、自由
な文化的表現として認められるようなものではないのである。

このように、「スカーフ事件」は、国家の宗教的中立性といったフランスの国家
を形作っている基本理念や、両性の平等といった普遍的価値、あるいは様々な文
化的コミュニティのモザイクではなく平等で自律した個人から成るとされるフラ
ンスという国家のあり方そのものに関わる問題を孕むものと捉えられたため、論
争はその後も続いていくことになった。

また、この問題に対する法的な取り扱いが混乱し続けたことも、「スカーフ問
題」について統一した扱いを可能にするような立法の必要性を強く促していた。

以上の経緯から、2003 年 7 月シラク大統領は、ベルナール・スタジを委員長
とする「共和国におけるライシテの原理適用についての委員会」を設置し、この
問題に関する法的な決着をめざすことになった。そして、2003 年 12 月にスタジ
委員会から答申(スタジレポート)が提出されたのを受け、2004 年法案が提出さ
れ、可決されることになるのである。その条文は、教育法典 le code de l'éducation
に挿入された次の一条の条文からなるものであった。

「第 141 の 5 の 1 条 公立の小、中、高等学校において、それによって生徒が誇
示的に宗教的な帰属を示す標章や服装の着用は禁じられる。」

ちなみに、この法律が施行された 2004 年 9 月の新学期、これまでスカーフを
着用して登校していた大半の女子生徒は、校門の前で脱いで、静かに教室に入り、

特に混乱は生じなかった。

以上が、1989年のクレイユの事件から始まった「スカーフ事件」の一連の経緯である。

2. 三つの論点についての検討

以上事件の経緯と、そこで論じられた諸々の論点を確認してきた。以下、「スカーフ法」に結実した、公立学校においてイスラムのスカーフを禁止する議論について検討を加えていくことにしよう。確認してきたように、学校におけるスカーフの着用禁止の主張は、()学校のライシテ(非宗教性)の原理、()女性の抑圧の象徴としてのスカーフ、()移民労働者のフランス社会への統合に関わる問題(「コミュニタリズム」「ゲッター化」)の三つの論点に関わっている。以下それを検討していくことにしよう。

2.1 ライシテの原理

これまで見てきたように、公立学校におけるムスリムの女子生徒のスカーフの着用を禁止するにあたり主要な根拠となったのが、1880年代の初等教育改革や1905年の「教会と国家の分離に関する法」を通じて形成されたライシテ(非宗教性)の原理であった。着用の禁止を求める言説によれば、これみよがしに宗教的な標章を身に付けることは、宗教的に中立の場である公立学校において宣教 prosélytisme を行うことに等しいのであり、認めることはできない、といわれる。

しかしながら、このような学校の宗教に対する中立性ゆえに、ムスリムの女子生徒のスカーフ着用の禁止が直接正当化されるわけではないことはすぐに見てとることが出来よう。ライシテの原理が目指すものは各人が自らの信仰を自由に行うことができること、つまり良心の自由を保障するためであることを考えれば、ただ単に宗教的な帰属を表現することを禁止してしまうことは、法の基本的な精神に合致していないことになるからである。だが、スカーフの着用は、教師や他の生徒に対する、権利要求を伴った revendicatif 誇示的な宣教という性格のものと思えられ、ただ単に生徒の宗教的な帰属の表明以上の意味を持つものとも考えられるならば、ライシテの原理に抵触しているとも考えることも可能であろう。

ここで問題になるのは、ライシテの原理の下で学校空間が中立的だと言われるときの、その「中立性」の意味である。そもそも、生徒が、何らかの意見や信念を持ち、それを表明することができるように涵養することは、私たちが学校教育

に割り当てている役割そのものと言える。ここで問題になっている「中立性」が、いったいいかなる意味なのか考えてみる必要があるだろう。バリバールによれば、学校空間の「中立性」には、二つの解釈の可能性があるという⁶。生徒の様々な宗教的な信仰に対して学校が中立の立場にいないといけないという解釈と、生徒の様々な宗教的な信仰が、学校の中では、一時中断されなければならないという解釈である。バリバールによれば、この二つの解釈は、私たちの社会において学校に要求される役割の背反する性格そのものの中に内在しているのである。一方で、学校は、個々人が、市民として公共空間に参入することを容易にするため、自らの信念やイデオロギー、社会的帰属を相対化する場である。そのためには、自らの第一のアイデンティティから生徒を潜在的に引き離すことが必要とされる。学校の「中立性」の名の下に、生徒の宗教的な帰属の表明の「中断」が求められるのはこの意味においてである。他方、学校は、生徒が自らのイデオロギーや社会的帰属を公共空間の中で表明する方法を学ぶ場でもある。この点から言えば、生徒が自らの信念を表明することは、むしろ歓迎されるべきことである。この場合、学校の「中立性」は、生徒の様々な信念や信仰から等しく距離を置いているという意味でいわれることになる。以上のバリバールの分析から見えてくるのは、学校空間の「中立性」が、生徒自らの社会的帰属やそれに基づく信念の表明と、その相対化という二つの軸との間のバランスの中にあるということである。では、そのバランスを確定するのは何だろうか。それは、ライシテの原理が抱える、単に国家の中立性に留まらない意味の中に見出すことができよう。

「スカーフ法」の成立の基礎となった、スタジレポートを見てみよう。レポートは、ライシテを、単に国家の宗教的な中立性に還元することはできず、それを越えた射程を持つものと論じる。「国家は、各人の（自らの信念の）自由な表明を保障し、（各人の）自律と自由な判断力を作り上げる教育をすべての者が獲得できるようにすることで、人権から派生するものにライシテを組み入れた」⁷。レポートは、ライシテを、生徒の持つ様々な信仰から等しく距離をとっているという消極的な意味合いでの宗教的な中立性を越えて、自由な判断力を持った自律した個人を作り上げる教育を通じて実現されるようななものかとして規定しているのが分かるだろう。

では、そのように自律した個人を作り上げることによって実現されるものとはどのようなものだろうか。アラン・ルノーによれば、ライシテ概念は、近代社会において市民はいかなるものでなければならないかについての回答の一つのタイプに関係している。彼によれば、「フランスで理解されているライシテは、近代社

会が、他者を自らと似たものと考え、他者の中に自らと同じものを認め、その差異を捨象することを求めている点で、近代性の中に根を張っている」⁸。私たちは、近代社会に生きるものとして、人種的、文化的、言語的、社会的といった様々な差異を抱えた人々を、その差異にも関わらず対等な者として扱うことが求められている。そして、そうした様々な差異を持った人びとが抱える諸々の条件を平等にするためにフランスが取った方策がライシテだと言うのである。私たちは、様々な文化的宗教的背景を抱えた存在である以前に、一人の自律的な市民として社会に参入するのであり、各人の差異を形作るものの一つとしての宗教は、市民として参入する公共領域とは区別される私的領域におかれる。ライシテの原理は、そうすることによって、様々な差異を抱えた人々の条件を平等にするという目的を成し遂げると考えられているのである。

従って、ライシテの原理の下で学校におけるスカーフ着用が問題として捉えられるのは、市民として参入すべき公共空間のイメージによって理解されている「中立な」学校空間に、それとは相容れない「私的な」領域にあるべき宗教の標章が入ってきたことで、この区分が揺さぶられるからと考えることができるだろう。

ここで問題になってくるのは、私たちは、自らの持つ様々な文化的宗教的帰属以前に、普遍的な価値の下にある自律した個人であるという要求と、それを実現するための手段としてライシテの原理が、様々な異なる文化や宗教の出会いに開かれている現代社会の要求に応えられているかであろう。宗教を私的領域に留まるべきものとし、普遍性を謳う様々な価値との間に境界画定を行うライシテの原理によってスカーフ着用を禁止する言説の正当性も、その点から量られるように思われる。

そこで、次節では、学校空間においてスカーフ着用が禁止されるべきだとされたもう一つの根拠である、女性の従属の象徴としてスカーフを禁止する言説について検討しよう。中立の場である学校において、普遍的な価値である両性の平等という観念に基づいて、女性の従属の象徴とされるスカーフを禁止することは、実際にスカーフを着用しているムスリムの女子生徒の要求に応えるものになっているであろうか。この点を検討していけば、ライシテの原理の適用の正当性も、そこから翻って考えることが出来るように思われる。

2.2 イスラムにおける女性の従属

スカーフの着用が、無害な文化的帰属の表現として受け入れられるのを難しくしているのは、マグレブ系の若い女性たちが置かれている厳しい現状にその理由

があるのは事実である。スタジレポートは、このような若い女性たちの困難な状況に大きく記述を割いている。若い女性たちは、「様々な抑圧や、言葉や心理的、物理的暴力によって現れる性差別」の犠牲になり、「体を覆う女性らしさのないような服装を着て、男性の前では視線を下げることを強制される。もしこういったことに従わない場合は、彼女達は、「淫売」の烙印をおされるのである」⁹。女子生徒が着用するスカーフが、このような女性の抑圧の現状を指し示す標章であるならば、特に自由で自立的な個人を涵養する場である学校空間において、スカーフを着用することが容認されないことは正当化されるように思えよう。

しかしながら、学校で女子生徒が着用するスカーフは、フランスのマグレブ系などのムスリム女性にとって本当に女性の抑圧を示す標章であって、その着用を許さない学校空間が女性を抑圧から解放する避難場所の役割を果たしているのだろうか。確かに、例えば以前のアフガニスタンやイランなどの権威主義的な国家体制のもとでスカーフが女性に強要される場合、スカーフの着用は男性による女性の抑圧の直接の現れと見て取ることができよう。だが、幾人かの社会学者が報告するように、フランスにおいてムスリムの女性が着用するスカーフは、男性による強制を示すだけではないいくつかの異なる意味を持っているのである。ガスパールとコスロカヴァールによる分析を見てみよう¹⁰。ガスパール-コスロカヴァールによれば、フランスにおけるスカーフの着用は三つのタイプが区別される。

第一に「移民のベール *le voile de l'immgrée*」。このベールは、移民第一世代に見られるもので、移民してきて捨てられなかった「自分の母親や祖母から葛藤なく受け継がれた生活の仕方」の一つであって、「彼女たちのアイデンティティの一つの要素」となっている。このようなベールは、確かに、彼女たちの出身の社会における家父長的な家族のあり方と、そこでの女性の地位を指し示すものであるが、彼女たちの抱える伝統や背景のしるしとして、フランス社会においても普通に認められ、特に問題となることはない。

第二に、移民第一世代から生まれた子供たちが被る「若い世代のスカーフ *le foulard des adolescentes*」。両親によってスカーフの着用が強制されているといわれる場合念頭におかれているのは、このスカーフである。スカーフの着用が女性の従属を指し示すものとして、学校でその着用が禁止されなければならないとしたら、この意味でのスカーフが問題になってこよう。

しかし、このスカーフが意味するものをより詳細に検討するならば、違った側面が見えてくることをガスパール-コスロカヴァールは指摘する。コスロカヴァールの別の論文も参照しながら、その事情を見てみよう¹¹。

コスロカヴァールによれば、ムスリムの若い女性は、貞潔でなければいけないとか、自らが所属する家族やコミュニティの面目を損なわないといった伝統的なモデルに順応することを家族から求められる一方、フランス社会からは、他の女性と足並みをそろえ、自由で自律した個人であることを求められるという板ばさみの状況におかれている。ムスリムの若い女性が従わなければならない伝統的なモデルは女性を家庭の中に縛りつけてしまい、より広い社会の中に出て行くことを不可能にしてしまう。こんな状況の中で、スカーフは、若い女性に「道具として利用される」。スカーフを着用することは、彼女達の多くが住む移民の居住が多い地域で黒倒されたりすることなく安全に外出することを可能にしてくれる役割を持つばかりではない。彼女達の「貞潔さ」を指し示すスカーフは、往々にしてイスラムの規律に忠実ではない父親や兄弟に対して、彼女達の道徳的な優位性を指し示すものとなるのである。スカーフを着用し、イスラム化 *islamisé* していることを示すことは、彼女達の両親の出身社会が持っているいわゆる家父長的な役割の強制に対し、より「高貴な倫理」の下で、それに対抗する理由を彼女達に与え、彼女達がより広い世界に出ていくためのパスポートを与えてくれるのである。家族の抑圧に抗して意味づけられたこれらのスカーフの意味づけは、さらには様々な権利要求を伴って自覚的に着用される、「権利として要求されたベール *le voile revendiqué*」という第三のタイプへと広がっていく。

ムスリムの若い女性は、自分達の家庭で抑圧を感じると同時に、受け入れ社会において、「普遍主義的価値」を身に付け自らが所属する社会の文化から離れることを求められる一方で、自らが二級の市民の地位しか与えられていないことも強く感じる。そのとき、自らの独自の承認を求めるアイデンティティを構成するものとして、この「権利として要求されたベール」が着用されるのである。

この「権利として要求されたベール」に関しては、クリスティヌ・デルフィの議論も参照しよう¹²。デルフィは、「権利として要求された」ものとして着用されるスカーフが現れてくる背景に存在する、フランス社会に根強く存在する人種差別を強調する。デルフィによれば、マグレブ系の若者達は、彼らが何をしようと、いかにフランス語ができようと、いかに学歴を持っていようと、「アラブ」のままに留まると感じている。そして、「普遍性」から排除された彼らは、逆に、人びとが彼らに課したイメージを引き受け、むしろそうであることの権利を主張するようになるという。彼らは、『『劣ったもの』とは異なるアイデンティティを見出すために、イスラムを選び取る』。つまり、彼らは、厳然として存在する人種差別への反応として、「ムスリムのフランス人 *Français musulmans*」というアイデン

ティティを主張するようになるのである。デルフィは、公立学校におけるムスリムの女子生徒のスカーフ着用をこの文脈に位置付けている。

以上から見えてくるのは、性差別と人種差別という二重の差別構造のなかで、課せられたものであるスカーフを、その意味を様々に読み替えながらムスリムの若い女性が生きていく「戦術」である。確かに、両親などによってスカーフの着用を強いられることが、ムスリムの若い女性にとって、抑圧として働く場合が多いというのは事実であろう。しかしながら、文化的記号の意味は、絶えずその意味を読み替えられ、異なる意味へと転化されうるものである。ガスパール・コスロカヴァールやデルフィの報告は、ムスリムの若い女性たちが、「ムスリム」であること、あるいは「スカーフ」を着用することの意味を様々に読み替える「戦術」を伝えてくれている。このような「スカーフ」の多義性にも関わらず、公立学校におけるスカーフの着用を、中立の場にもたらされた女性の従属の象徴として問題化するのには、ムスリムの女性が着用するスカーフの多義性を見落としているばかりでなく、自らを家父長的な抑圧や差別的視線の対象だと感じながらも、その中で、なんとか自らのアイデンティティを確保しようとする彼女達の「戦術」そのものを逆に抑圧する可能性を孕むものであるように思われる。

このように見てくると、ライシテの原理の下で、「中立」の場である学校空間を確保することによって、スカーフに象徴される家父長的な抑圧からムスリムの女子生徒を解放するというスカーフ禁止の言説の論理は、実際にムスリムの女子生徒がスカーフに与える多義的な意味を捉えないという点で問題であるだけではない。ライシテの原理の下で要求される自律した個人たるべくして努力する場合の彼女達の「戦術」をも捉えそこなう危険性を持っている点で、ライシテの精神そのものと矛盾してしまうという問題を孕んでいるように思われる。

2.3 「コミュニタリズム」「ゲッター化」 社会問題の「エスニック化」

最後に、ムスリムの女子生徒がスカーフを着用して登校することを、フランスにおいてムスリムが形成しているとされる閉鎖的コミュニティの現われとして批判する議論について検討しよう。

確かに、フランスにおいて「コミュニタリズム」「ゲッター化」として非難されている現象は様々報告されている。宮島喬によれば、すでに1980年代初頭には、政府によって郊外に大量に建設されたHLM（適正家賃住宅）への移民・外国人家族の入居は5割近くに達していたという¹³。学校における「ゲッター化」の現状の報告も数多い。『ヌーベル・オブセルヴァトゥール』誌の2001年2月8日の

記事「フランス式人種差別主義」¹⁴は、パリ 18 区のある中学校の現状を報告しているが、それによると、「土着の de souche」フランス人は 3 人しかおらず、残りの生徒はすべてマグレブ系とアフリカ系で占められていたという。

しかしながら、上記の『ヌーベル・オプセルヴァトゥール』の記事を見てみると、「コミュニタリズム」「ゲッター化」の違った側面が見えてくる。記事は、マグレブ系の男性がワンルームマンションを購入しようとした時の挿話を紹介している。それによると、彼が家主に電話をしたところ、「もともとのフランス人ですか？」と問われ、彼が「移民第二世代のフランス人です」と答えたところ、「売却済み」との返答が帰ってきたという。記事は他にも、マグレブ系の人びとが、住居を手に入れる際に直面する困難を紹介している。このように自由な転居を望もうにも、自らの移民出身という出自によって困難を抱えてしまう状況において、移民や移民出身のフランス人たちが、特定の地域に集まらざるをえなくなることは容易に想像できる。また学校に関しても、記事は、『郊外の中学校 学校での人種分類』の著者ジャン＝ポール・パイエの発言を引いて現状を伝えている。それによれば、「成績が同じレベルだと、フランス人の女子生徒はレベルの高いクラスに入れられ、マグレブ出身の女子生徒、更に男子生徒はできの悪いクラスに入れられることが多い。その結果、マグレブの子供たちは自分をできが悪いとおもうようになる。最初は学校に入って得意になっていたのが、最後はつまはじきにされたと思うようになる。なぜなら彼らは不公正だと感じているからだ」。

このように見てくると、いわゆる「コミュニティ主義」や「ゲッター化」として名指される現象は、一方で、不況に苦しんでいたり、治安に不安を感じる受入国側が、その不満の矛先をマグレブ系の人びとに向け、他方マグレブ系の人々は、現実に直面する人種差別的な態度を前に、不公正感を募らせていく、こうした双方の意識によって再生産されている現象だということができるだろう。このような状況においては、双方が共に感じている相対立する不公正感をいかに調停し社会的公正を実現するかという実に困難な政策的舵取りが要求されるだろう。このような中で、「コミュニタリズム」「ゲッター化」の問題として、ムスリムの女子生徒が着用するスカーフが問題として前景化することは、社会問題の前景化として非常にアンバランスなものに思える。前節で見たように、スカーフは、ムスリムの若い女性が直面する人種差別への、切実であるが害があるとは思えない一つの反応にすぎない可能性があるからである。

サイド・ブアママは、このようなアンバランスさを持った「スカーフ問題」の前景化を、社会問題の「エスニック化 ethnicisation」として捉えている¹⁵。こ

れまでにその一端を見てきたように、「コミュニタリズム」や「ゲッター化」と呼ばれる現象は、教育や就業における不平等によって生み出されるマグレブ系の人びとがおかれた困難な社会状況の所産であると言える。だが、「コミュニタリズム」や「ゲッター化」という言葉で名指される「問題」をマグレブ系の人びとが生じさせる問題として彼らのエスニシティに結びつけ、問題を「エスニック化」することは、諸々の社会現象の「帰結を原因と思わせる」のである。ブアママは、この社会問題の「エスニック化」の二つの様相を指摘している。第一に、恣意的にまとめられた諸事実の混ぜ合わせである。これまでみてきたように、「コミュニタリズム」や「ゲッター化」は、背後にあるマグレブ系の人々が置かれた社会状況の所産でありうるが、にも関わらず「コミュニタリズム」やその現れである「スカーフの着用」こそが問題とされるとき、マグレブというエスニシティに関わる、同じ一つの憂慮すべき事態の進展として様々な問題が一緒くたに捉えられ、その間にある因果関係などを探る視線を麻痺させるのである。第二に、問題の「ドラマティック化」である。既に述べたように、「スカーフ事件」そのものは、教師と生徒、保護者との対話によってケースバイケースで対処しうるような地味な問題であった。しかしながら、「スカーフ事件」が、「共和国のミュンヘン」といった過剰な反応に代表されるように、現実の問題に比して過剰な反応がされることによって「ドラマティック」なものとされることで、その背後にあるマグレブ系の人びとに対する不公正な取り扱いといった問題を、相対的に見えないものにするのであり得るのである。

このような観点から言えば、公立学校におけるムスリムの女子生徒のスカーフ着用を、それが表わしているとされるムスリムの「コミュニタリズム」「ゲッター化」の観点から禁止する言説は、「コミュニタリズム」「ゲッター化」といった現象を生み出す、ムスリムに対する構造的な不公正の問題を、私たちの目から隠すというコノテーションを持っていると考えることができる。そして同時に、「スカーフ問題」が、マグレブの人びとが起こした問題としてあらためて意識されることによって、この問題の「エスニック化」はさらに強化され、彼女たちにスカーフ着用を促すような、マグレブ系の人びとに対する人種差別の構造が再生産されていくといえよう。

3 . 終わりに

以上、公立学校においてイスラムのスカーフを禁止する三つの議論について順

次批判的に検討を加えてきた。ムスリムの女子生徒の着用するスカーフは、ムスリムのエスニシティに関わる問題として「エスニック化」されることによって、その背後にあってスカーフ着用やそれと関わる様々な社会現象そのものを生み出している、移民出身の人々に対する様々な不公正の問題を相対的に見えないものとしていた。また、ムスリムの女子生徒のスカーフの着用を批判することは、ムスリムの若い女性に、彼女達への差別構造を温存する社会への同化を強いる一方、彼女達が家庭や受け入れ社会から受ける圧力に何とか対応しようとする努力を見えないものになっているのだ。ここで、改めて問われるのは、ライシテの原理が想定していたような市民像の当否である。私たちが様々な宗教的文化的背景を抱えた存在である以前に普遍的な価値の下にある自律した個人としてあるという、ライシテの原理が想定する市民像は、少なくとも本稿で問題にした「スカーフ事件」に関しては、異なる文化的宗教的背景を抱えた人々の要求に応えるものにはなっていなかった。様々な文化的宗教的背景を抱えた人々が出会わざるをえない現代社会において、その様々な要求に応えるための望ましい解は何だろうか。これを探っていくためには、さらに様々なケーススタディが要求されていよう。本稿は、「スカーフ事件」という一ケースにおいて、この問題がどのような論点に関わっているかを提示することができた点をもって満足することにしたい。

¹ *Le Nouvel Observateur*, 2-8 novembre 1989

² *laïcité* は通常「非宗教性」という訳語が当てられ、「世俗的 *séculier* であること」として、あるいは「政教分離体制」を指すものとして説明される。しかし、本稿で見るように、この言葉は、フランス特有の政教関係と結びついた固有の意味を帯びた言葉であるため、本稿では訳語を充てずに用いることとする。

³ François Pouillon, “Le tchador est toujours debout”, Jean-Michel Helvig, *La Laïcité dévoilée*, l’Aube, 2004, pp.17-21

⁴ *communautarisme* は、エスニシティや宗教によって組織された共同体を重視する考え方に対する蔑称としてフランスでは用いられることが多い。関連文献では、「共同体主義」の訳が与えられることもあるが、英米圏でリベラリズム批判の文脈で言われる「共同体主義」とは異なる意味で用いられており、区別する必要があると考えるため、本稿では訳語を充てずに用いた。

⁵ ミュリエル・ジョリヴェ 『移民と現代フランス』集英社新書、2003、p.78

⁶ Étienne Balibar, “Dissonances dans la laïcité”, Charlotte Nordmann, *Le foulard islamique en questions*, Édition Amsterdam, 2004, pp.15-27

⁷ Commission présidée par Bernard Stasi, *Laïcité et République*, La Documentation française, 2004, p.32

⁸ Alain Renaut et Alain Touraine, *Un débat sur la laïcité*, Stock, 2005, p.14

⁹ Commission présidée par Bernard Stasi, *Laïcité et République*, p.102

¹⁰ Françoise Gaspard et Farhad Khosrokhavar, *Le foulard et la République*, La Découverte, 1995

¹¹ F. Khosrokhavar, “L’islam des jeunes filles en France”, *Le foulard islamique en questions*, pp.89-94

¹² Christine Delphy, “Une affaire française”, *Le foulard islamique en questions*, pp.64-71

¹³ 宮島喬 『ヨーロッパ市民の誕生』岩波新書、2004、p.86

¹⁴ *Le nouvel observateur*, 8-14 Février 2001

¹⁵ Saïd Bouamama, “Ethnicisation et construction idéologique d’un boué émissaire”, *Le foulard islamique en questions*, pp.37-44